

平成30年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

〔訪問看護〕

1 長時間訪問看護加算

長時間訪問看護加算は、居宅サービス計画上1時間30分以上の訪問が位置付けられていなければ算定できないとされているが、居宅サービス計画上1時間30分以上の訪問が位置付けられていないのに、当該加算を算定していた。

→ 加算の算定要件を関係通知等で確認し、報酬請求を行ってください。

【厚生省告示第19号別表3口注5】

2 初回加算

初回加算について、初回の訪問看護を行った日の属する月のほか、その翌月も算定していた。

→ 加算の算定要件を関係通知等で確認し、請求前に見直すなどの確認をした上で、報酬請求を行ってください。

【厚生省告示第19号別表3二注】

3 内容及び手続の説明及び同意

訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、適切な文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得て、同意に関する書面を作成したが、その書面を紛失してしまった。

→ 同意を確認した書面を紛失した場合は、速やかに当該書面を再作成し整備してください。

【老企第25号第3の三の3(1)】

4 緊急時訪問看護加算

1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるが、1月以内の1回目の緊急時訪問について、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定している事例があった。

→ 加算の算定要件を関係通知等で確認し、報酬請求を行ってください。

【老企第336号第2の4(16)③】

平成30年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

〔訪問リハビリテーション〕

1 訪問リハビリテーション費

訪問リハビリテーション費は、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定することとされているが、実施記録に実施時間の記録がない事例があった。

→ 実施記録（実施時間）の整備をお願いします。確認できない場合については、報酬返還になる場合もありますので御注意願います。

【老企第36号第2の5(1)③】

2 訪問リハビリテーション計画の作成

訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないとされているが、初回サービス提供日を過ぎてから同意を得ている事例があった。

→ 計画書については、初回サービスを提供する前に利用者に対し説明し、同意を得て、交付してください。

【条例第29号第87条第3項】

【省令第37号第81条第3項】

平成30年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

〔通所リハビリテーション〕

1 通所リハビリテーション計画の作成

通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得なければならないとされているが、初回サービス提供日を過ぎてから同意を得ている事例があった。

→ 初回サービス提供日以前に利用者に対し説明し、同意を得て、交付してください。

【条例第29号第143条第3項】

【省令第37号第115条第3項】

2 リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ

リハビリテーションマネジメント加算Ⅰの算定に関するリハビリテーション計画書は、初回はサービス提供開始からおおむね2週間以内、その後はおおむね3月ごとにアセスメントとそれに基づく計画書の見直しを行うものであることとされているが、見直しを行った記録が確認できなかった。

→ 見直しを行ったこと等が確認できる記録を整備をお願いします。

【平成30年3月22日 老老発0322第2号】

3 リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ

サービス開始時における情報収集を行う際に、厚生労働省通知「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」の興味・関心シート（別紙様式1）を活用し、利用者が希望する日常生活上の活動や参加の内容を把握し、リハビリテーション計画書を作成することとなるが、初回利用日前に興味・関心シート（別紙様式1）を活用していなかった。

→ 初回利用日からのリハビリテーション計画書の作成に間に合うよう、興味・関心シート（別紙様式1）を活用してください。

【平成30年3月22日 老老発0322第2号】

4 介護給付費（リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ，Ⅲ）

新規利用者における最初のリハビリテーション会議について、初回サービス提供日を過ぎてから行っている事例があった。

→ リハビリテーション会議を初回サービス提供日以前に行い、そのリハビリテーション会議でリハビリテーション計画書を作成し、利用者に対し説明し、同意を得て、交付してください。

【平成30年3月22日 老老発0322第2号】

平成 30 年度実地指導における主な指導事項 [旭川市保健所実施分]

〔短期入所療養介護〕

1 短期入所療養介護計画

短期入所療養介護計画について、利用者に内容を説明した上で同意を得なければならないこととなっているが、同意を得た記録が確認できなかった。

→ 短期入所療養介護計画書について、同意を得た際の記録を正確に整備してください。また、紛失しないよう御注意をお願いします。

【条例第 29 号第 197 条第 3 項】

【省令第 37 号第 147 条第 3 項】

平成30年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

〔介護老人保健施設〕

1 衛生管理等

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会については、年2回以上定期的に開催することとなっているが、開催していなかった。

→ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会については、年2回以上定期的に開催するとともに、実施内容について記録を残してください。

【条例第34号第34条第2項第3号】

【省令第40号第29条第2項第3号】

【老企第44号第4の24(2)③】

2 事故発生の防止及び発生時の対応

事故発生防止のための職員に対する研修会については、年2回以上定期的に開催することとなっているが、開催していなかった。

→ 事故発生防止のための職員に対する研修会については、年2回以上定期的に開催するとともに、実施内容について記録を残してください。

【条例第34号第41条第1項第3号】

【省令第40号第36条第1項第3号】

【老企第44号第4の30④】

3 事故発生の防止及び発生時の対応

事故が発生した際は、旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、旭川市に報告する必要があるが、報告がされていない事例があった。

→ 報告が必要な事例が発生した際は、要領に基づき報告してください。

【条例第34号第41条第2項】

【省令第40号第36条第2項】

【旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領】

4 施設サービス計画の作成

計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、入所者に対する介護保険施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求めることとされているが、意見を求めた事が確認できない事例があった。

→ サービス担当者会議の議事録、意見照会をした記録等の整備をお願いします。

【条例第34号第17条第6項】

【省令第40号第14条第6項】

平成30年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

〔介護老人保健施設〕

5 介護給付費（退所時情報提供加算）

退所時情報提供加算の算定の際、入所者の同意を得て当該入所者の診療状況等を主治医等の関係機関へ情報提供することとなるが、改めて説明をした際（実際に情報提供を行う時）に同意を得てはいたが、その旨の記録が不明瞭であった。

【厚生省告示第21号2-1へ(1)(二)、注2】

6 介護給付費（退所前連携加算）

退所前連携加算について、当該入所者の同意を得て、当該入所者が希望する指定居宅介護支援事業者に対して情報提供を行うこととなるため、改めて説明をした際（実際に情報提供を行う時）に同意を得てはいたが、その旨の記録が不明瞭であった。

→ 加算の算定要件に入所者の同意を得る必要があるものについては、同意を得た記録の整備をお願いします。なお、入所者の都合により同意のサイン等が遅れる場合については、その旨記録を残してください。

【厚生省告示第21号2-1へ(1)(三)、注3】

7 介護給付費（入所前後訪問指導加算Ⅱ）

入所前後訪問指導加算Ⅱの算定に当たっては、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定することとなっているが、生活機能の具体的な改善目標及び退所後の生活に係る支援計画について確認できなかった事例があった。

→ 加算の算定要件を関係通知等で確認し、必要な記録を整備してください。

【厚生省告示第21号2-1ホ注】

8 介護給付費（介護保健施設サービス費）

入所者のリハビリテーション計画書について、リハビリテーション利用開始からおおむね2週間以内にアセスメントに基づく計画書の見直しを行うこととなっているが、行った記録が確認できなかった。

→ 見直しを行った記録の整備をお願いします。

【平成18年3月27日 老老発0327001号】

平成 30 年度実地指導における主な指導事項 [旭川市保健所実施分]

〔介護療養型医療施設〕

1 理学療法Ⅱ（特定診療費）

患者に対して個別に 20 分以上訓練を行った場合に算定することとされているが、実施記録の回数を上回る算定をしている事例があった。

→ 加算の算定要件を関係通知等で確認し、請求前に見直すなどの確認をした上で、報酬請求を行ってください。

【平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 30 号 9 理学療法】